

みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

(1) 業務名

みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務

(2) 業務内容

別紙「みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) みどり市暴力団排除条例（平成 24 年みどり市条例第 12 号）第 2 条第 1 号または同条第 2 号及び第 3 号に規定する者でないこと。
- (4) 業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。
- (5) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年みどり市告示第 13 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、市税等を滞納していないこと。
- (7) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性格を十分理解した事業者であって、且つ、過去 3 年間に地方公共団体において当該補助金を活用した太陽光発電導入可能性調査業務を履行した実績を有している事業者であること。
- (8) 太陽光発電設備の設置に係る事業（P P A、リース、設置工事いずれか）の実績を有している事業者（グループ企業可）であること。
- (9) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3. 手続

みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務プロポーザル実施要領（以下

「実施要領」という。)等による。

なお、実施要領、仕様書、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務局

(1) 所在地

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地 (みどり市役所 笠懸庁舎)

(2) 担当窓口

みどり市市民部 SDGs 推進課環境政策係

《電子メール》 sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp

《電話番号》 0277-76-0985 (直通)